

連結リスク管理債権

(年度末、単位:百万円)

| | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 破綻先債権(a) | 10,828 | 9,224 |
| 延滞債権(b) | 115,036 | 83,149 |
| 3カ月以上延滞債権(c) | 680 | 247 |
| 貸出条件緩和債権(d) | 73,761 | 76,835 |
| 合計(e)=(a)+(b)+(c)+(d) | 200,307 | 169,457 |
| 総貸出金(f) | 5,051,355 | 5,031,315 |
| 貸出金に占める割合(e)/(f) | 3.97% | 3.37% |
| 貸倒引当金残高(g) | 80,136 | 69,515 |
| 引当率(g)/(e) | 40.0% | 41.0% |
| 担保・保証等の保全額(h) | 83,852 | 65,474 |
| 保全率((g)+(h))/(e) | 81.9% | 79.7% |

注) 1.「リスク管理債権」は、銀行法施行規則により算出しており、担保・保証等による保全の有無にかかわらず開示対象としているため、開示額は回収不能額を表すものではありません。

2.それぞれの債権の内容は次のとおりです。

- ★破綻先債権
元本又は利息の支払が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち破産法の規定による破産の申立て等法的に破綻している債務者に対する貸出金。
- ★延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
- ★3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金。
- ★貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しない貸出金。

連結自己資本比率(国内基準)

(年度末、単位:百万円)

| | 平成15年度 | 平成16年度 |
|--------------------------------|-------------|-----------|
| 資本 | 58,662 | 58,753 |
| うち非累積的永久優先株 | — | — |
| 新株式払込金 | — | — |
| 資本剰余金 | 36,917 | 37,008 |
| 利益剰余金 | 143,918 | 169,762 |
| 連結子会社の少数株主持分 | 2,078 | 1,259 |
| うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | — | — |
| その他有価証券の評価差損(△) | — | — |
| 自己株式払込金 | — | — |
| 自己株式(△) | 662 | 812 |
| 為替換算調整勘定 | — | — |
| 當業権相当額(△) | — | — |
| 連結調整勘定相当額(△) | — | — |
| 計(A) | 240,914 | 265,970 |
| うちステップアップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — | — |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 42,340 | 39,670 |
| 一般貸倒引当金 | 45,554 | 46,486 |
| 負債性資本調達手段等 | 72,443 | 61,691 |
| うち永久劣後債務(注2) | — | — |
| うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3) | 72,443 | 61,691 |
| 計 | 160,338 | 147,848 |
| うち自己資本への算入額(B) | 139,879 | 127,765 |
| 控除項目 | 202 | 1,953 |
| 自己資本額(A) | + (B) | - (C)(D) |
| 資産(オン・バランス)項目 | 3,936,072 | 4,150,153 |
| リスク・アセット等 | オフ・バランス取引項目 | 79,236 |
| 計 | (E) | 4,015,308 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(E) × 100 | 9.47% | 9.27% |

注) 1.告示第23条第2項に掲げるものの、すなはち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行ふ蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

2.告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4)利払い義務の延期が認められるものであること

3.告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4.告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

セグメント情報

1.事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に保証業、クレジットカード業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、平成15年度、平成16年度とともに事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2.所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えており、平成15年度、平成16年度とともに所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3.国際業務経常収益

| | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-----------------------|---------|---------|
| 国際業務経常収益 | 21,762 | 22,372 |
| 連結経常収益 | 161,785 | 165,639 |
| 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 | 13.4% | 13.5% |

注) 1.一般企業の海外売上高に替えて、国際業務経常収益を記載しております。

- 2.国際業務経常収益は、国内外の外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。